



平成21年5月26日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 山口浩行
(コード番号:3390)
問合せ先 執行役員管理本部長 村上孝徳
電話番号 03-3568-1305

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成21年6月25日開催予定の第13期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することにつきまして、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成21年6月25日
2. 変更の理由
 - (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、文言の削除・変更等必要な変更を行うとともに、条数の繰り上げを行うなど、内容を一部変更するものです。
 - (2) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第6条に定める当会社の発行する株式の総数を234,936株から620,896株に増加させるものです。

3. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。 (下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第5条(条文省略)	第1条～第5条(現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>234,936株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>620,896株</u> とする。
第7条(条文省略)	第7条(現行どおり)
(株券の発行)	(削る)
第8条 当社は、株式に係る株券を発行	

<p>する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第46条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第45条(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>
---	--

以上